

※本資料の電子データ(動画含む)は、厚生労働省の「『確かめよう労働条件』ポータルサイト」に掲載しています。ワークシートのプリントアウトや動画の利用などに、ぜひご活用ください。
⇒<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

本資料、特に20のモデル授業案については、教員等の教える側の方々にまずは「これを使いたい」と思っていただけること、実際に使われた場合に「使いやすい」と思っていただくことが重要と考え、以下のような工夫を施しています。

様々な目的・ニーズや、各学校の実態等に合わせやすいような工夫を図っていますので、ぜひ興味関心のある部分からでも目を通し、必要な部分を活用していただきたいと思います。

なお、モデル授業案はあくまで「提案」であり、そのまま実践しなければならないものではありません。「授業の流れ(時間の目安と具体的な行動を記したもの)」も含めて、適宜、学校の実態や生徒の特性等に応じ変更して使っていただくことも想定しています。

(1) モデル授業案の特長

<制作者の意図>

①全ての学校のために、バラエティに富んだモデル授業案を提案しています。

- ・「本校ではアルバイトをしている生徒が多いから、生徒が働いてトラブルに巻き込まれないように、まずは最低限のことだけでも学ばせたい」、「労働法や制度をじっくり学ばせたい」、「『労働』をテーマに探究的な学習をさせてみたい!」などの、様々な希望に応える20のモデル授業案を提案
- ・労働法に特に詳しくない教員だけでも取り組める授業案と、外部人材(労働法に詳しい専門家等)と協働した方がよい授業案の両方を提案

②モデル授業案は試行をした上で提案しています。

- ・全ての案について、一回以上授業を試行し、教える側の実施のしやすさや生徒の反応などを見て追加修正を加えた上で提示(試行を行った高等学校は、全日制及び定時制で、大学に進学する生徒が多い学校、進路が多様な学校、就職する生徒の多い学校など様々)

<生徒のために>

③生徒の学びにとって、「なるべく平易かつサラッと流れず残る」ものを目指しました。

- 1)生徒にとってのひっかけや気づきのきっかけを大事にした
 - ・対立する二つ(以上)の考え方の提示
 - ・生徒の常識に反しそうな、驚きをもたらすような問いの設定
 - ・生徒が興味を持ち、自分で考えたくなるような問題設定
- 2)生徒にとってなるべく身近なもの、自分事として考えやすい内容になるよう努めた
 - ・生徒の日常と授業内容を繋ぐ「導入」を重視
 - ・生徒の生活等に合わせた状況設定

- ・不必要に難しい言葉(特に専門用語)を使わない
- ・生徒が自分の人生や生活とからめ、自分事として考えやすいもの

3)生徒が理解・納得しやすいもの

- ・生徒の感覚に合わせた言葉遣いや説明の仕方に配慮
- ・理解しやすくなるよう説明用資料や動画も用意

④どちらかという細かい知識を生徒に身につけてもらうよりも、不適切な労働条件や労働環境に対する「違和感」を育むことを重視しました。

- ・生徒がトラブル等に遭遇した際に、詳しいことは分からなくても、まずは「おかしいかな?」、「おかしいのでは?」、「おかしいかも!」と思えるようになること
 - ・おかしいと思ったら、無理に自分でどうにかしようとせず、適切な者に相談することが必要であるという感覚を持つこと
 - ・大人、目上の人からの「こういうことはお金をもらって働くなら当たり前」などの誤った言葉に惑わされない感覚を持つこと
 - ・他方、何でもむやみやたらに「おかしい」、「間違っている」と思わない、「適切な違和感」を持つこと
- ※細かい例外などを含む厳密な正確さにこだわるよりも、原則等の大事なことを生徒に理解してもらうことに大事にしました。

⑤特に、生徒に「違和感」を持ってもらうことの延長線上として、生徒が働く上で何かあった場合に、実際に行動に移そうと考えて行動に移せる情報的基盤(やり方など)を獲得してもらうことを目指し、以下のような内容も盛り込んでいます。

- ・実際に問題に直面した際に、どのように考えればよいか
- ・実際に問題に直面した際の、上司などの相手方への伝え方
- ・相談の仕方(相談しようとする際の問題の整理の仕方) 等

<教員等の教える側のために>

⑥教員等の教える側の視点にたって以下のような工夫も施しています。

1)教える側が興味関心を持てるものであること

- ・内容としての労働法と制度の理解だけでなく、各授業案がどういう「力」を育もうとしているかも明記
 - ・内容的に時宜に適っていること(今の自分の生徒に必要、社会状況から見て必須、等)や、モデル授業案が提案している手法が興味深いものであること
- ※手法について、簡単なクイズから、話し合い、ケーススタディ、ロールプレイ、創作的ワーク、インタビューを通じた学習、体験を通じた学習、探究的学習と様々なものを提案しています。

2)扱いやすいものであること

- ・学校の実態や生徒の特性等に応じて方法の選択や変更ができること
- ・教員に労働法や制度の専門知識が必ずしも十分なくても実践できること
- ・ほとんどの授業案が「1時限」で実施できること
- ・各授業案がどの教科等で扱うことが適切かについて示してあること(ただしそれにとらわれる必要はありません)

第1章：本資料の特長と使い方

- ・モデル授業案の中で用いているデータ等は全て政府で公開しているものを使用しており、年々のデータ更新も比較的容易になっていること

⑦「労働法や制度」を題材にして、深く考えたり、調べたり、話し合ったり、探究したりすることができる授業案も用意しました。

- ・労働法や制度の理解と活用のため、「話し合い」や「調べ学習」、「ケーススタディ」、「探究的な学習」などを盛り込んだ
- ・現代社会においては(働くことにおいても)、特に人間関係が重要であるため、お互いの考えや思いを交換し合うことで、生徒間の相互理解や関係性の構築にも寄与することを目指した

(2) 学校や生徒の実態等に応じた使い方について

冒頭にも述べましたように、モデル授業案はあくまで提案であり、それらを参考にしつつ自由に授業を行っていただいても構わないわけですが、各授業案についてそれらを用いやすい場面を想定し、以下に参考情報として掲載しています(モデル授業案一覧と各授業案もご参照ください)。

①現にアルバイト又は仕事をしている生徒の多い学校

⇒労働条件が適切に確保されていない職場で働いている(今後すぐにそのような職場に遭遇する)可能性もあるため、なるべく早い段階で、「基礎・基本」の授業案を実施、など

②卒業後に就職する生徒が多い学校

⇒進路指導の一環として、就職先を考える段階で実施

⇒卒業前に、就職後トラブルに見舞われないための予防として、又はトラブルに直面した場合に適切な行動がとれるように、という観点で実施、など

③卒業後に高等教育機関に進学する生徒の多い学校

⇒進学後にアルバイトをする生徒が多いと思われることから、生徒の進路が決定した後の時期に、予防的効果を狙って実施

⇒将来の人生への備え、キャリア教育の一環として実施

⇒「過労死」など社会問題の学習の一環として実施

⇒内容・テーマにかかわらず、探究的な学習の一つとして実施、など